

令和2年3月6日

保護者のみなさま

島本町教育委員会

家庭で留守番させることが困難な児童への対応について【継続実施】

家庭で留守番させることが困難な児童への臨時休校期間中の対応（学童保育室に入っている児童以外）として、3月3日（火）より3月6日（金）までの間、各小学校において、受け入れを行っております。

この3日間の状況を見る限り、いずれの小学校におきましても参加児童がおり、一定のニーズがあることから、9日（月）以降についても継続した対応が必要であると考えています。

つきましては、3月9日（月）から3月24日（火）までの間、引き続き、児童の受け入れを行うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

対象児童 小学1～3年児童（学童保育室に入っている児童以外）

延長期間 令和2年3月9日（月）から令和2年3月24日（火）まで
（3月18日（水）【卒業式】及び土・日・祝日は除く）

時 間 午前8時30分から午後3時まで

昼 食 弁当持参

内 容 教室、図書室等で自習（自習課題は各自で用意）

連 絡 希望者は午前8時から午前8時30分までの間に学校に電話連絡
送迎は保護者責任でお願いします。

以 上